

## ポスト I T 社会の法と経済

講師 林 敏彦

（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）

Law and Economics for Post-IT Society

Toshihiko HAYASHI

### ポスト I T 社会とは

I T は情報技術の意味だが、これは単なる工学技術というよりも、社会のありようを変えてしまう可能性のある社会的技術だ。I T 社会とは、コンピュータとネットワーク技術が作り上げた多層的で巨大な電子情報ネットワークが、リアルな社会の上に載っている社会のこと。ひとつとはリアルな活動とバーチャルな活動の間を行き来しながら社会生活を送る。

これに対して、ポスト I T 社会では、I T ネットワークが社会の基礎的インフラとして定着して、その上で社会生活が営まれている。I T はもはや空気や水のように、人間生活になくてはならないものながら、ひとつとの意識に上ることすらなくなっている。

### I T 革命の意義

I T 革命という言葉は、普通 I T が引き起こす大きな変化という意味に使われる。しかし、革命の本質は、歴史上の他の革命と同様、権力および財産権の大幅な移動、再定義、再配分にある。ポスト I T 社会では、それ以前の社会で信じられていた価値が崩壊し、資源とされていたものが資源でなくなり、反対に、思いがけないものが新たな価値を獲得し、人を動かす力も新たな源泉に基づくことになる。

組織内では中間管理職が存在意義を失い、I T でバイパスされる仲介・移動・単純卸・翻訳機能などは経済的価値を失う。反対に、コピーできないもの、オリジナルなもの、土着の文化などの価値が高まり、財力、権力よりも知力が新たな権力の源泉となる。

### ポストIT社会の法

リアル社会で整備された法体系は、ポストIT社会に適用できなくなる。プライバシーの再定義が必要となり、本物と区別できないコピーがただで大量に作れる社会では、著作権法の見直しが必要となる。リアル社会では法や税金は国家権力を背景に国境の内側にしか適用されないが、既に資金は地球上を光のスピードで駆け回り、インターネットの中では個人による真にグローバル化した取引が行われている。

必要なことは、現在の法律をどう部分的に修正するかという視点よりも、むしろ、30年後の社会を想定し、そこから過去としての現在を振り返り、賢明な変更は何であったかを考える未来学的視点だろう。

### ポストIT社会のビジネス

リアル社会のビジネスは「交換学」と「至富学」で成り立っていた。前者は商業、後者は製造業やサービス業の基本だ。ポストIT社会ではこれにサイバー・ビジネスが追加される。

サイバー・ビジネスでも、人間が何かを作り出し、それを別の人間が消費して効用を得るという仕組みは変わらない。ただ、発注、配送、決済がすべてネット上で完結するサイバー・ビジネスでは、新たなビジネス・モデルが必要となる。例えば、ナップスターやヌーテラのように、音楽ソフトの交換がネット上で無料でできる仕組みが普及すれば、著作権で保護された楽曲を乗せたメディアを代金と引き替えに販売するモデルは成り立たなくなる。消費者の効用をクリエイターに還元する新しい仕組みが必要となる。

### ポストIT社会の危機要因

危機とは人間の生活・組織・社会システムに対する重大な不安定化作用のことであり、災害とは、社会的許容水準を超える資産価値の減少のことだ。ポストIT社会では、リアル社会の危機がITで増幅される要因と、IT固有の危機要因とが相まって、大きな災害が生まれる可能性がある。

ハードやソフトの不具合は予想もしなかった被害をもたらし、人為的ミスの影響も甚大となる。IT固有の危機要因として、技術の制御不可能性、過敏社会、分断社会、個人でも水爆が落とせる社会であることも忘れてはならない。社会的技術が作り出す問題は、エンジニアだけでは解決できない。

### サイバー空間のガバナンス

ポストIT社会のサイバー空間は、既にインターネットがそうであるように、無政府空間だ。それでもそこにはルールが必要であり、節度も倫理も必要。国境を越え、政府という権力の構造を越え、影響を受けるひとびとが、自発的に受け入れるルールをどう作っていくか。それがサイバー空間のガバナンスの問題だ。

## ポストIT社会の法と経済（林）

日本にはまだ存在しないが、社会科学、人文科学の専門家が中心となるポストIT社会研究所といった本格的な研究機関が必要。1950年代に欧州統合を夢見た政治家たちは、まず初めにヨーロッパ大学という大学を作った。この大学院大学は、将来の統合ヨーロッパの歴史的、理論的、精神的基盤を形作ることを使命として、フィレンツェの郊外に設立された。ポストIT社会を人間が幸せになれる社会とするために、いま必要なことも、そうした決断ではないだろうか。

平成13年11月22日 於 1号館142番教室

